

営繕工事等における情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は松山市発注工事において、受発注者間で行う情報交換の手段として、情報共有システムを利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報共有システム

情報通信技術を活用し、受注者と発注者の双方がインターネットを経由して共通のサーバに接続することにより情報の交換・共有することができるASP方式※のグループウェアをいう。

※ ASP (Application Service Provider) 方式

サーバ、ソフトウェア等をユーザーが自己保有せず、サービス事業者 (ASP事業者) が提供するクラウドサーバやソフトウェア機能を利用するオンラインサービスの方式。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。

(3) 発注者

受注者と各種情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。

(4) 工事帳票

公共建築工事標準仕様書等で定義する「書面」及び契約書に定められた書類を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な様式及びその添付資料等のことをいう。

(5) LGWAN-ASP

ASP事業者がLGWAN (総合行政ネットワーク) を介して地方公共団体に各種行政事務サービスを提供するもの。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 松山市の発注する建設工事のうち、受注者が希望する工事とする。なお、対象工事は設計図書に情報共有システム試行工事であることを明示する。

(実施協議)

第4条 受注者は、情報共有システムの利用を希望する場合は、工事打合簿により、発注者と協議しなければならない。

2 第1項の協議において、受注者は、利用しようとする情報共有システム、利用する機能、取り交わしを希望する工事帳票等について監督員と調整のうえ、「工事着手時確認シート」(様式1)を提出し、発注者の承諾を得ること。

(利用するシステム)

第5条 利用する情報共有システムは、以下の各号に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 国土交通省が定める最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たし、LGWAN-ASPを介して提供されるものとする。なお、利用するシステムの決定については、国土交通省HPに公表されている「情報共有システム提供者機能要件対応状況一覧表」を参考に受発注者協議により決定する。
- (2) 発注者のクライアント (OS:Windows、ブラウザ:Microsoft Edgeを標準とする) において利用可能であること。
- (3) システムの利用にあたり、特別な補助プログラム等が必要ないこと。
- (4) システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。
- (5) 他の公共団体における利用実績を1年以上有すること。

(システム利用に係る経費等)

第6条 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

2 情報共有システムの利用に係る経費 (登録料及び利用料) は、以下のとおりとする。

- (1) 「松山市建築工事共通費積算基準」を適用する工事は、受発注者協議のうえ最終変更時に、共通仮設費 (積上げ) に計上し、請負代金額を変更する。
- (2) 「下水道用設計標準歩掛表」を適用する工事は、共通仮設費率分計上額に含まれているため請負代金額の変更はしない。
- (3) 上記各号以外の積算基準等を適用する工事は、設計図書においてその取扱いを明示するものとする。

(実施方法等)

第7条 情報共有システムで利用する機能及び対象とする書類等については、第4条 (実施協議) により決定するものとするが、以下の留意事項を参考とすること。

2 利用する機能

情報共有システムの主な機能のうち、①工事基本情報管理機能、②発議書類作成機能、③ワークフロー機能、④書類管理機能、⑤工事書類等入出力・保管支援機能の利用は、必須とする。また、その他の機能 (掲示板機能、スケジュール管理機能等) の利用は任意とする。

3 システム利用者

受注者における利用者は、現場代理人、主任 (監理) 技術者等、発注者における利用者は、課等長、監督員上司、監督員を基本とし、事前協議において決定すること。また、利用者は上記によらず適宜変更できるものとする。

なお、ワークフロー機能による発議書類の電子決裁の対象者は、システム利用者全てを対象とする必要は無く、紙決裁時と同様とし、速やかに決裁処理を行うこと。

例) 現場代理人(発議者)→監督員→監督員上司→課等長(決裁権者)

4 対象とする書類

情報共有システムのワークフロー機能にて処理する書類は、契約期間中に受注者が監督員に提出する帳票等であり、課等長までの決裁で完結するものを基本とする。ただし、受注者印(契約書等に使用する印)の押印を要する書類は対象外とする。

5 システムにより取り交わした帳票等の取り扱い

受注者が情報共有システムにより発議し決裁処理した帳票及び添付書類については、電子媒体に保存して納品することができる。納品時には、「情報共有システム利用工事帳票類一覧表」を併せて提出すること。

なお、これにより難しい場合は、受発注者において協議のうえ決定する。

(成績評価)

第8条 情報共有システムを活用した工事については、工事成績評価で加点評価を行う。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が情報共有システム試行工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

【関係基準等】

○営繕工事

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件
- ・情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

○土木工事

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/

- ・情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

附則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。